（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第九十八条の二第二項第三号　労働者	労働者（派遣中の労働者を含む。）
（略）	（略）
4～6　（略）	4～6　（略）
（新設）	（略）
	4～6　（略）

（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十条　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則（平成四年労働省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二十三条の措置）	（法第二十三条の措置）
第七十四条　（略）	**第七十四条**　（略）
2　法第二十三条第二項に規定する始業時刻変更等の措置は、当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される次に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。	2　法第二十三条第二項に規定する始業時刻変更等の措置は、当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。
一　労働基準法第三十二条の三第一項の規定による労働時間の制度を設けること。	一　労働基準法第三十二条の三の規定による労働時間の制度を設けること。
二・三　（略）	二・三　（略）
3　（略）	3　（略）
（過半数代表者の選任等）	（過半数代表者の選任等）
第一条　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号。以下「法」という。）第七条第一号並びに第七条の二各号列記以外の部分及び第一号に規定する労働者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。	**第一条**　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号。以下「法」という。）第七条第一項第一号に規定する労働者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
一　（略）	一　（略）
二　法第七条第一号若しくは第七条の二第一号に規定する推薦又は同条各号列記以外の部分に規定する協定（第三項において「推薦等」という。）をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。	二　法に規定する推薦をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。
2　（略）	2　（略）
3　使用者は、過半数代表者が推薦等に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。	（新設）
（労働時間等設定改善委員会の議事録の作成及び保存）	（労働時間等設定改善委員会の議事録の作成及び保存）
第二条　法第七条第二号の規定による議事録の作成及び保存については、事業主は、同条に規定する労働時間等設定改善委員会の開催の都度その議事録を作成して、これをその開催の日（当該委員会の決議が行われた会議の議事録にあっては、当該決議に係る書面の完結の日（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五十六条第五号に定める完結の日をいう。）から起算して三年間保存しなければならない。	**第二条**　法第七条第一項第二号の規定による議事録の作成及び保存については、事業主は、同項に規定する労働時間等設定改善委員会の開催の都度その議事録を作成して、これをその開催の日（当該委員会の決議が行われた会議の議事録にあっては、当該決議に係る書面の完結の日（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五十六条第五号に定める完結の日をいう。）から起算して三年間保存しなければならない。